

令和6年2月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和6年2月13日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 承認第 1 号 専決処分の承認について
- ② 承認第 2 号 専決処分の承認について
- ③ 議案第 1 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ④ 議案第 2 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑤ 議案第 3 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑥ 議案第 4 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑦ 議案第 5 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑧ 議案第 6 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑨ 議案第 7 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑩ 議案第 8 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑪ 議案第 9 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑫ 議案第 10 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑬ 議案第 11 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑭ 議案第 12 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑮ 議案第 13 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑯ 議案第 14 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑰ 議案第 15 号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について
- ② 文化的施設について

7 その他

- ① 卒業式への参加について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 味元 伸二郎、 長森 伸一、 東 孝典

承認第 1 号

専決処分の承認について

区域外就学の協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 2 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

專 決 書

区域外就学の協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年2月2日

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第2項の規定に基づき、令和6年●月●日付け5●●教第47－48号、47－49号、47－50号により、●●●教育委員会から協議があった区域外就学については、次のとおり承諾する。

- [illegible]

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 【抜粋】

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

○ 学校教育法施行令【抜粋】

(昭和 28 年 10 月 31 日政令第 340 号)

(区域外就学等)

第 9 条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

承認第 2 号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 2 月 13 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

專 決 書

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年四万十町教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年2月6日

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第９条第２項の規定に基づき、令和６年●月●日付けで申請のあった区域外就学について、令和６年●月●日付け５四
 教学第６１２号により●●●教育委員会に協議する。

- [illegible]

参 考

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(令和4年四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

議案第 1 号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和５年●月●日付で、四万十町●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●保護者
●● ●●から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取り扱いに
ついて委員会の意見を求める。

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 2 号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

[illegible]

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 No.● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 3 号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和6年●月●日付で、四万十町●●●●●●●●●●●●●●●●●●保護者
●● ●●から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取り扱いに
ついて委員会の意見を求める。

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第4号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和6年●月●日付で、四万十町●●●●●●●●●●●●●●●● 保護者
●● ●●から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取り扱いに
ついて委員会の意見を求める。

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 5 号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和6年●月●日付で、四万十町●●●●●●●●●●●●●●●●保護者
●● ●●から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取り扱いに
ついて委員会の意見を求める。

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 6 号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

[illegible]

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 7 号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

[illegible]

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 8 号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

[illegible]

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 9 号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和6年●月●日付で、四万十町●●●●●●●●●●●●●●●● 保護者
●● ●●から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取り扱いに
ついて委員会の意見を求める。

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和6年●月●日付けで、四万十町●●●●●●●● 保護者 ●● ●● から
●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取り扱いについて委員会の
意見を求める。

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- | | | | | | |
|---|--------|--------------------|----------|-----|------|
| 1 | 児童生徒名 | ●● ●● | 新 | ●学校 | 第●学年 |
| 2 | 保護者氏名 | ●● ●● | | | |
| 3 | 現住民登録地 | 四万十町 | ●●●●●●●● | | |
| 4 | 就学指定校 | ●●● | 学校 | | |
| 5 | 就学希望校 | ●●● | 学校 | | |
| 6 | 期 間 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 | | | |
| 7 | 事 由 | | | | |

.....

就学指定校変更の承認基準 No.● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 11 号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和6年●月●日付けで、四万十町●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●保護者
●● ●●から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取り扱いに
ついて委員会の意見を求める。

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第12号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

[illegible]

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第13号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

[illegible]

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第14号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和6年●月●日付けで、四万十町●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●保護者
●● ●●から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取り扱いに
ついて委員会の意見を求める。

令和6年2月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 15 号

四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について

四万十町教育委員会表彰規則（平成 20 年四万十町教育委員会規則第 1 号）第 2 条及び第 3 条に規定する表彰に該当するとして、同規則第 5 条の規定に基づき、別添のとおり推薦がありましたので、被表彰者の選定について、委員会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 13 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町教育委員会表彰規則 【抜粋】

(平成20年教育委員会規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、四万十町教育、学術、文化、技芸、スポーツ等の振興発展に貢献し、その功績が他の模範として推奨できる学校等又は団体若しくは個人を表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(児童生徒等の表彰)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、所管する幼稚園、学校に通園、通学する園児、児童、生徒又は四万十町に所在する園児、児童、生徒で構成する団体で、次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰することができる。

- (1) 人命救助やこれに類する行為を行ったとき。
- (2) 障害者・高齢者等に対する福祉活動、環境美化活動、伝統文化の継承等の地域活動を継続的に実践したとき。
- (3) 幼稚園、学校における継続的な活動が、他の園児・児童・生徒等に良い影響を与えたとき。
- (4) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたとき。
- (5) クラブ活動、部活動等において、著しい成果をあげたとき。
- (6) 前各号に掲げるものの他、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの

(学校等又は団体等の表彰)

第3条 教育委員会は、所管に属する学校等又は団体若しくは個人で次の各号に該当するものを表彰することができる。

- (1) 学校教育の振興発展に貢献し、その功績の著しいもの
- (2) 教育施設の充実整備に貢献し、その功績が著しいもの
- (3) 社会教育及び社会体育の振興育成に貢献し、その功績が顕著なもの
- (4) 学術、文化、技芸の向上発展に貢献し、その功労が顕著なもの
- (5) 青少年の健全育成等社会事業に尽力し、功労のあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの

(表彰の種類)

第4条 この規則による表彰の種類は、功労賞、功績賞及び奨励賞とする。

(表彰の推薦)

第5条 学校長、団体の代表者又は町民は、表彰に該当すると認められる学校等又は団体若しくは個人があるときは、推薦書（様式第1号）により教育委員会に推薦することができる。

(選考及び決定)

第6条 被表彰者は、教育委員会で選考し決定する。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として毎年度1回3月に行う。但し、必要があるときは随時行う。

(表彰の方法)

第8条 被表彰者には、教育委員会が表彰状を授与する。又、併せて記念品を授与することができる。

2 被表彰者になった者が表彰前に死亡した時は、表彰状及び記念品はその遺族に授与する。

四万十町教育委員会表彰規定 表彰基準

対象	規 定		表 彰 事 由	種 類
園児、児童、生徒、団体（園児、児童、生徒で構成）	第2条	第1号	人命救助やこれに類する行為を行ったとき。	功労賞
		第2号	障害者・高齢者等に対する福祉活動、環境美化活動、伝統文化の継承等の地域活動を継続的に実践したとき。	功労賞
		第3号	学校等における継続的な活動が、他の児童・生徒等に良い影響を与えたとき。	功労賞
		第4号	有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたとき。	功労賞
		第5号	クラブ活動、部活動等において、著しい成果をあげたとき。（別表）	功績賞
		第6号	前各号に掲げるものの他、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの。	功労賞 奨励賞
学校、団体、個人	第3条	第1号	学校等の教育の振興発展に貢献し、その功績の著しいもの	功労賞
		第2号	教育施設の充実整備に貢献し、その功績が著しいもの	功労賞
		第3号	社会教育及び社会体育の振興育成に貢献し、その功績が顕著なもの	功労賞
		第4号	学術、文化、技芸の向上発展に貢献し、その功労が顕著なもの	功労賞
		第5号	青少年の健全育成等社会事業に尽力し、功労のあるもの	功労賞
		第6号	前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの	功労賞 奨励賞

※ 社会教育団体においても別表に掲げる基準を満たすものは功績賞の対象とする。

別表

スポーツ部門

	成 績	備 考
県大会	優勝	四国大会、全国大会の予選大会となるもの。 新人戦も含む。 地区(郡・ブロック)予選のある大会の場合、上記に該当しなくても表彰の対象とする。
四国大会	優勝・準優勝	予選大会のあるもの。オープン参加大会は含まない。
西日本大会	入賞(6位以上)以上	ベスト8も含む、オープン参加の大会の場合協議。
全国大会	入賞(6位以上)以上	ベスト8も含む、オープン参加の大会の場合協議。
選抜大会	上記大会別成績	選抜チーム主力メンバーとして参加した者を対象。 但しチームとして左記の成績を残していない場合は功績者表彰の対象外とする。

※ 上記に該当する場合でも、大会の種類・参加人数(チーム数)により協議を行う。

文化・芸術部門

	成 績	備 考
こども県展	こども県展賞	
	県知事賞	
吹奏楽コンクール	詳細は右記	県大会・・・金賞(四国大会出場権それ以外は含まない)を対象とする。
		四国大会・・・金賞以上を対象とする。
		西日本大会・・・銀賞以上を対象とする。
		全国大会・・・銀賞以上を対象とする。
		その他・・・コンクールの種類、参加者数等により協議。
文化・芸術大会		大会の種類等により協議。
県展	特選以上	
日展	入選以上	

※ 上記に該当する場合でも、大会・コンクールの種類・参加人数(チーム数)により協議を行う。

